

# 抽選方法について

## (1) 一般枠の抽選について

当選者が入居を辞退する場合や当選後の資格審査により、入居資格を満たさないことが判明した場合に備えて、全申込者の補欠順位を決定します。

例えば、一つの住戸に対して10世帯が申し込んでいる場合、当選者以外に第1補欠者から第9補欠者までを決定します。

ただし、既に公営住宅に入居している等住宅に困窮していないと判断し、抽選対象外とする場合があります。

## (2) 優先枠の抽選について

一般枠の抽選により補欠者となった世帯のうち、募集要綱（別表）に記載の優先抽選対象者に該当し、次のA～Cの全てに該当する世帯を、より困窮度合が高い世帯として、優先枠の当選者とします。

A 優先抽選対象者世帯のうち収入分位が最も低い世帯

収入分位	所得月額
1	0円～104,000円
2	104,001円～123,000円
3	123,001円～139,000円
4	139,001円～158,000円

B 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でない世帯

C 入居と同時に持家を処分（競売除く）しようとする者を含まない世帯

ただし、Aの収入分位が最も低い世帯が複数ある場合は、そのうち一般枠の抽選による補欠順位が最も上位の者を優先枠の当選者とします

### 抽選の流れ（例）

まず優先抽選対象者①②③④ 一般枠⑤⑥⑦⑧⑨⑩⇒①～⑩の全世帯で一般枠の抽選を行います

#### ★抽選結果(例)

当選者② 補欠第1位③（収入分位2） 補欠第2位①（収入分位1）  
補欠第3位④（収入分位1） 補欠第4位⑨ 補欠第5位⑤  
補欠第6位⑧ 補欠第7位⑦ 補欠第8位⑩ 補欠第9位⑥

(1) のとおり、②が一般枠当選者となります。

補欠者かつ優先対象者の①③④のうち、収入分位が最も低いのが①④の2名となるため、

(2) のとおり、補欠順位が高い①が優先枠当選者となります。

(優先枠補欠第1位④ 優先枠補欠第2位③ )

※申込時に入居資格や優先対象者か否かの確認のため、資格審査は、当選者及び優先抽選対象の補欠者についても行います。申込後抽選会開催までの間に調査同意書等の提出が必要となります。（調査同意書等の提出が無い場合は優先抽選対象となりません）